

あけまして
おめでとう
ございます



高井会計だより

編集発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 10日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
·	·	·	·	·	·	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

ワンポイント ねじれ国会

与党の国會議員数が、参議院で過半数を割った状態。予算を除く法案の場合、衆議院で法案が可決しても参議院で可決しなければ法律は成立しません。ただし、参議院で否決後(参議院で60日以内に議決しなかった場合は否決したものとみなす)衆議院で3分の2以上で再可決すれば成立する規定があります。

1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分）
1月11日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月20日
- 国 税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税／5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
1月31日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税／給与支払報告書の提出
1月31日
- 労務／労働保険料の納付（第3期分）
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)
1月31日

会社法のいろいろ

取締役による会社との利益相反取引

取締役による会社との利益相反取引とはどのような場合に該当するのでしょうか？

反取締役による会社との利益相反取引とは、取締役が会社の利益を犠牲にして、自己または第三者の利益を図るような取引のことを指します。つまり、取締役が利益を得ることで、会社が損害を被るような取引のことと考えていただければよいでしょう。

会社法は、取締役が自己または第三者のために株式会社と取引をしようとする場合

① 株式会社が取締役の債務を保証すること、その他取締役以外の者との間において株式会社とその取締役との利益が相反する取引をしようとする場合

② 接取引による利益相反取引の例

- ・取締役と会社間で行われる売買契約
- ・会社から取締役へ行われる利益相反取引に該当するのであります。では、どのような行為が、利益相反取引に該当するのでしょうか。

- ・贈与
- ・取締役からの利息がついた会社への金銭貸付
- ・会社から取締役へ行われる債務免除
- ・取締役が受取人となる会社からの約束手形の振り出し
- ・直接取引による利益相反取引の例
- ・取締役と第三者間の債務を会社が保証する契約
- ・取締役が第三者間とする債務を引き受ける契約

利益相反取引に該当するかの判断ポイント

利益相反取引になるか、ならないかの判断のポイントは、取締役個人の利益にはなるが、会社には不利益にしかならない行為に該当するか否かにあります。たとえば取締役が会社に対し、金銭を無利息・無担保で貸し付ける行為は、会社に不利益を与えるものではないので、利益相反取引にはあたりません。

同じように、会社に損害も不利益も与えない、取締役からの会社への無償贈与、債権の履行、相殺なども利益相反行為にはなりません。

損害賠償責任を負うこと

次に処分に関するですが、利益相反取引によって会社が損害を被った場合、取締役は会社に対して損害賠償責任を負うことになります。注意が必要なのは、会社の承認を得ていた利益相反取引であっても、会社がその取引によって損害を受けたのであれば、原則として取締役は会社に対し、損害賠償責任を負わなければならぬということです。また、当該取引を行った取締役だけでなく、会社が当該取引をすることを決定した取締役、当

該取引に関する取締役会の承認を怠つたものと推定され、過失について譲渡制限のある会社)では、取締役会の設置は任意です。

一方、公開会社では強制です。一方で、取締役会を必ず設置しなければなりません。取締役会を設置する場合、最低、取締役三人が必要となります。また、取締役会はすべての取締役によって組織されます(会社法三六二条)。さらに、取締役会を設置すると、監査役(会)などを設けなければなりません(ただし、非公開会社の場合は、会計参与でも可能です)。

取締役会を設置しない場合は、株主総会の権限が強くなり、決議事項が増えることとなります。逆に、取締役会を設置する場合には、株主総会の権限が弱くなり、会社法で定める特別な重要項目と、定款で定めている事項しか決議することができません。

取締役会の設置と開催頻度

(不注意)がなかつたことを証明しない限り、損害賠償責任を負うことになります。

非公開会社(すべての株式について譲渡制限のある会社)では、取締役会の設置は任意です。

会社法により、少数株主の権限が強化されました。たとえば、総株主の議決権の3%以上の株

主は、取締役などの解任請求権(四七九条、八五四条)、総会招集権(二九七条)、帳簿閲覧権(四三三条)などがあります。もし、貴社に少数株主が存在し、その者との関係が円滑ではない場合には、取締役会を設置する方がよろしいかと思います。

取締役会は、取締役会設置会社の業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定及び解職を行います(三六二条二項)。

株式会社における取締役会は、どれくらいの頻度で行えばよいのでしょうか?一年に一度で構わないのでしょうか?

取締役会を設置する会社(取締役会設置会社)は、取締役会を三ヵ月に一回、つまり年四回開催しなければならないことが

定められています(三六三条二項)。一方、非公開会社については、取締役会の設置は強制されず、取締役の人数も一人でもよいことになっています(三二六条)。取締役会を設置しなかつた場合は、当然、取締役会の回数の制限も受けないことになります。

す。

取締役会の招集は、各取締役が行うことができます。ただし、取締役会を招集する取締役を定め(三六六条)。

ただし、監査役設置会社及び委員会設置会社を除く取締役会設置会社の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為を行い、またはこれららの行為をするおそれがあると認められる場合は、取締役会の招集を請求することができます。

取締役会を招集する者は、取締役会の一週間前に、各取締役に對してその通知を行う必要があります(三六八条)。また、取締役の全員がある場合に

は、招集の手続きを省略することができます(三六八条二項)。その取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数(定款の定めでこれを上回ることができます)が出席し、その過半数(定款の定めでこれを上回ることができます)で行います(三六九条)。

決議に関し、特別の利害関係にある取締役は、議決に参加することはできません(三六九条二項)。

また、取締役全員が同意の意思表示を行ったとき、監査役設置会社では監査役が意見を述べない場合には、この提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす規定が定款にあれば、書面または電磁的記録によることができます(「取締役会の書面決議」または「みなし取締役会決議」と言います)。(三七〇条)。

取締役会設置会社は、取締役会の日から一〇年間、議事録など(書面もしくは電磁的記録)を本店に備えおかなければなりません(三七一条)。

取締役会を招集する者は、取締役会設置会社の一週間前に、各取締役に對してその通知を行う必要があります(三六八条)。また、取締役の全員がある場合に

は、招集の手続きを省略することができます(三六八条二項)。その取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数(定款の定めでこれを上回ることができます)が出席し、その過半数(定款の定めでこれを上回ることができます)で行います(三六九条)。

決議に関し、特別の利害関係にある取締役は、議決に参加することはできません(三六九条二項)。

また、取締役全員が同意の意思表示を行ったとき、監査役設置会社では監査役が意見を述べない場合には、この提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす規定が定款にあれば、書面または電磁的記録によることができます(「取締役会の書面決議」または「みなし取締役会決議」と言います)。(三七〇条)。

取締役会設置会社は、取締役会の日から一〇年間、議事録など(書面もしくは電磁的記録)を本店に備えおかなければなりません(三七一条)。

世界の鳥瞰図

世界の動きにも一定の法則があるようです。年の始めに、世界の流れを鳥瞰してみましょう。

第一の流れは、アジアの高度成長です。急速に成長している中国、台湾、香港、韓国、シンガポール、マレーシア、インドのアジア諸国は、世界の人口の3分の2を占めています。実際、世界経済の焦点は西洋から東洋に移りつつあります。日本は1950年代、60年代にはアジアの高度成長のリーダー役でしたが、90年代から2000年代にかけ本流から外れてしまっています。

第二の流れは、ラテンアメリカの債務危機からの回復です。70年代にラテンアメリカ諸国は、諸外国から多額の借金をしました。そして80年代、その債務を返済できずに危機に直面し、未だに70年代の債務過多から完全には回復できていない状況にあります。

ますが、回復の流れが出てきています。

第三の流れは、アフリカの復興です。数百年間、アフリカは全く成長しませんでした。しかし1950年代以降、サハラ以南の国々は植民地主義の束縛から解き放たされました。特に南アフリカ共和国におけるアパルトヘイトの終わりは大きな転換点となりました。アフリカ南部の多くの国々は現在、年に4~6%の割合で成長しています。

第四の流れは、イスラム諸国の台頭、第五の流れはロシアと東欧のポスト・ソビエトの再構築、第六の流れは、欧州の経済統合です。第七の流れは、日本と米国における財政赤字と巨大債務でしょう。両国は世界で最も豊かな国であるにもかかわらず、この20年間、経済に大きな問題を抱えています。これは、もうすでに両国の問題ではなく、グローバルな問題となっています。両国とも過去に行っていたような優秀で効果的な経済マネジメントをするべきですが、今や両国ともによろめいていて、それがかなわない状況にあります。

過去の成功が足かせ

“ガラパゴス”と揶揄されるように、日本の製造業は高い技術力を追求するあまり、世界のニーズに的確に応えることができず、かえって後れをとってしまっています。

過去の“成功”がかえって足かせになり、新しい状況に対応できない、という現象が起きています。

これは今に始まったことではなく、近代化の過程のなかで以前にも起こっていたという話もあります。

景気回復の周期説がありますが、日本の浮沈も40年周期で起こっているという説を唱える学者もいます。これによると、日本は2025年頃には再び、復活をするという話になりますが、そこまで待たずに一刻も早く復活をしてもらいたいのです。そうした日本の復活も踏まえ、また「成功の足かせ」の轍を踏まない成長戦略を練るべきだと思いますがいかがでしょうか。

国民総幸福――ブータンの成功は、「ディグラム・ナムジヤ」――
ヒマラヤの小国ブータンが、国家として提唱しているGNH（国民総幸福）という概念が、国際的に注目を集めています。国が成長を、一般的なGDP（国民総生産）ではなく、国民の幸福を第一に社会をつくっていく考え方です。ブータンでは、仏教の教えを基にした「ディグラム・ナムジヤ」の精神を、国際社会の流れに歩調を合わせるかたちで生き方です。これが、子供たちを家や学校まで送り届けるならわしになっています。これは、子供と社会との強い信頼関係がないと実現しません。